

目次

沖縄総合事務局編

| | |
|-------------|---|
| ■ 本書について | 2 |
| ■ 最近の主な改正概要 | 3 |
| ■ 略語について | 4 |

第1章 基礎法令・整備関係法令

| | |
|---------------------|----|
| 1 目的・用語・自動車の種別 | 6 |
| 2 自動車の登録制度 | 9 |
| 3 保安基準 | 15 |
| 4 自動車の点検整備制度 | 17 |
| 5 自動車の検査制度 | 26 |
| 6 整備工場の認証制度 | 35 |
| 7 指定制度（工場関係） | 46 |
| 8 指定制度（検査員関係） | 55 |
| 9 指定制度（保安基準適合証関係） | 57 |
| 10 指定制度（記録簿・罰則・変更届） | 71 |

第2章 検査関係

| | |
|-----------------|-----|
| 1 自動車の構造関係 | 76 |
| 2 自動車の装置一般 | 83 |
| 3 自動車の車体関係 | 88 |
| 4 自動車の室内関係 | 95 |
| 5 自動車の騒音・排ガス関係 | 106 |
| 6 自動車の灯火関係 | 109 |
| 7 警音器・後写鏡・速度計 他 | 124 |
| 8 テスタ等による機能維持確認 | 130 |

第3章 計算問題

| | |
|------------|-----|
| 1 ブレーキ制動力 | 145 |
| 2 過去出題例と解説 | 147 |

第4章 年度別試験問題

| | |
|----------|-------|
| 1 令和5年度 | |
| 2 令和4年度 | |
| 3 令和3年度 | |
| 4 令和2年度 | |
| 5 令和元年度 | |
| 6 平成30年度 | |

| | |
|--------|-----|
| ■ 巻末資料 | 233 |
|--------|-----|

《法令の改正》

- ◎車両法：令和5年5月24日
法律第14号まで
- ◎施行規則：令和5年9月1日
国土交通省令第66号まで
- ◎点検基準：令和5年10月20日
国土交通省令第86号まで
- ◎審査規程：令和6年2月1日
第55次改正まで

第1章 基礎法令・整備関係法令

1. 目的・用語・自動車の種別

| | |
|--------------|---|
| 1. 車両法の目的 | 6 |
| 2. 用語の定義 | 6 |
| 3. 自動車の種別 | 7 |
| 4. 自動車の種別の分類 | 7 |

2. 自動車の登録制度

| | |
|----------------|----|
| 1. 登録の一般効力 | 9 |
| 2. 新規登録の申請 | 10 |
| 3. 自動車登録番号標の封印 | 10 |
| 4. 変更登録 | 11 |
| 5. 移転登録 | 11 |
| 6. 永久抹消登録 | 12 |
| 7. 一時抹消登録 | 12 |
| 8. 自動車登録番号標の表示 | 12 |
| 9. 車台番号等の打刻 | 13 |
| 10. 打刻の塗まつ等の禁止 | 13 |
| 11. 譲渡証明書 | 14 |
| 12. 臨時運行の許可 | 14 |
| 13. 回送運行の許可 | 15 |

3. 保安基準

| | |
|---------|----|
| 1. 保安基準 | 15 |
|---------|----|

4. 自動車の点検整備制度

| | |
|-----------------|----|
| 1. 点検及び整備の義務 | 17 |
| 2. 日常点検整備 | 18 |
| 3. 定期点検整備（点検期間） | 19 |
| 4. 点検整備記録簿 | 21 |
| 5. 整備管理者 | 22 |
| 6. 整備命令等 | 23 |
| 7. 技能検定 | 24 |
| 8. 自動車車庫 | 25 |
| 9. 点検及び整備に関する手引 | 25 |

5. 自動車の検査制度

| | |
|----------------------|----|
| 1. 自動車の検査及び自動車検査証 | 26 |
| 2. 新規検査 | 27 |
| 3. 自動車検査証の有効期間 | 27 |
| 4. 自動車検査証の有効期間の起算日 | 28 |
| 5. 継続検査 | 29 |
| 6. 臨時検査 | 30 |
| 7. 自動車検査証の備付け及び検査標章 | 30 |
| 8. 自動車検査証の記録事項の変更 | 31 |
| 9. 構造等変更検査 | 31 |
| 10. 自動車検査証の返納等 | 32 |
| 11. 自動車検査証等の再交付 | 32 |
| 12. 予備検査 | 32 |
| 13. 限定自動車検査証 | 33 |
| 14. 事務の委託 | 33 |
| 15. 自動車の指定 | 33 |
| 16. 自動車部品を装着した場合の取扱い | 34 |

6. 整備工場の認証制度

| | |
|-----------------|----|
| 1. 特定整備事業の種類 | 35 |
| 2. 認証 | 36 |
| 3. 認証基準 | 36 |
| 4. 特定整備事業者の変更届等 | 39 |
| 5. 特定整備の定義 | 40 |
| 6. 特定整備事業者の標識 | 42 |
| 7. 特定整備事業者の義務 | 42 |
| 8. 特定整備記録簿 | 42 |

| | |
|------------------|----|
| 9. 設備の維持等 | 43 |
| 10. 特定整備事業者の遵守事項 | 43 |
| 11. 整備主任者 | 44 |
| 12. 事業の停止等 | 45 |
| 13. 不正改造等の禁止 | 45 |

7. 指定制度（工場関係）

| | |
|---------------------|----|
| 1. 優良自動車整備事業者の認定 | 46 |
| 2. 指定自動車整備事業の指定 | 47 |
| 3. 指定の申請 | 47 |
| 4. 対象自動車の指定 | 47 |
| 5. 指定工場の設備、技術及び管理組織 | 48 |
| 6. 検査の設備の基準 | 51 |
| 7. 作業場等の基準の解釈 | 53 |
| 8. 検査の設備（共用） | 53 |
| 9. 検査の設備（車検成績） | 53 |
| 10. 設備の維持 | 54 |
| 11. 検査用機器の校正 | 54 |

8. 指定制度（検査員関係）

| | |
|--------------|----|
| 1. 自動車検査員の選任 | 55 |
| 2. 自動車検査員の兼任 | 55 |
| 3. 自動車検査員の要件 | 55 |
| 4. 自動車検査員の解任 | 56 |
| 5. 自動車検査員の研修 | 56 |

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 保安基準適合証の交付 | 57 |
| 2. 保安基準適合証等に 記載すべき事項の提供 | 58 |
| 3. 指定整備事業者の点検の基準 | 58 |
| 4. 保安基準に適合しなくなる おそれのある部分 | 59 |
| 5. 自動車検査員による証明（証明方法） | 59 |
| 6. 走行距離計表示値の取扱い | 59 |
| 7. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録車の取扱い） | 60 |
| 8. 自動車検査員による検査 | 60 |
| 9. 自動車検査員の服務 | 61 |
| 10. 自動車検査員の作業区分 及び完成検査場での作業 | 61 |
| 11. 保安基準適合証等の有効期間 | 62 |
| 12. 保安基準適合証を提示した 場合の取扱い（中古新規検査） | 63 |
| 13. 保安基準適合標章の表示 | 64 |
| 14. 保安基準適合証の取扱い （記載方法） | 65 |
| 15. 保安基準適合証の取扱い （不正使用の防止等） | 66 |
| 16. 保安基準適合証の取扱い （最終検査申請日） | 67 |
| 17. 自賠償保険証明書の備付け | 69 |
| 18. 自賠償保険証明書の提示 | 69 |
| 19. 限定保安基準適合証 | 70 |

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

| | |
|--------------------|----|
| 1. 指定整備記録簿（記載事項等） | 71 |
| 2. 指定整備記録簿の記載要領（1） | 72 |
| 3. 指定整備記録簿の記載要領（2） | 72 |
| 4. 指定整備事業者の罰則の適用 | 73 |
| 5. 保安基準適合証の交付の停止 | 73 |
| 6. 指定整備事業者の変更届 | 73 |
| 7. 不正使用等の禁止 | 74 |

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4/R1]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②)を増進することを目的とする。[R5/H30改]

[関係法令]

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 道路運送車両法で「道路運送車両」とは、自動車、（ ）及び軽車両をいう。[R5]
- ☑2. この法律で「自動車」とは、原動機により(①)を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して(①)を移動させることを目的として製作した用具であって、次項（法第2条第3項）に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
[R4]
- ☑3. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する（ ）以外のものをいう。[R2]
- ☑4. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、法第2条第3項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
[R5/H30]

第2章 検査関係

1. 自動車の構造関係

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 用語の定義 | 76 |
| 2. 二輪車の基準を適用する自動車 | 78 |
| 3. 不適切な補修等 | 78 |
| 4. 貨物自動車等の燃料タンクの 容量等の算定及び確認 | 79 |
| 5. 長さ、幅及び高さ | 79 |
| 6. 最低地上高 | 80 |
| 7. 車両総重量・軸重・輪荷重 | 81 |
| 8. 安定性 | 82 |
| 9. 最小回転半径 | 82 |
| 10. 接地部及び接地圧 | 82 |

2. 自動車の装置一般

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1. 原動機及び動力伝達装置 | 83 |
| 2. 速度抑制装置 | 83 |
| 3. 走行装置（軽合金製ディスクホイール） | 84 |
| 4. 走行装置（空気入ゴムタイヤ） | 84 |
| 5. かじ取装置 | 85 |
| 6. 施錠装置 | 85 |
| 7. 衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ） | 85 |
| 8. 制動装置 | 86 |
| 9. 緩衝装置 | 86 |
| 10. 燃料装置 | 87 |
| 11. 電気装置 | 87 |
| 12. サイバーセキュリティシステム及び プログラム等改変システム | 88 |

3. 自動車の車体関係

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 車枠及び車体（走行装置の回転部分） | 88 |
| 2. 車枠及び車体（エア・スポイラ） | 89 |
| 3. 車枠及び車体（側面方向指示器の突出） | 90 |
| 4. 車枠及び車体（リア・オーバーハング） | 90 |
| 5. 車体表示 | 91 |
| 6. 巻込防止装置 | 91 |
| 7. 突入防止装置 | 93 |
| 8. 前部潜り込み防止装置 | 94 |

4. 自動車の室内関係

| | |
|------------------|-----|
| 1. 乗車装置 | 95 |
| 2. 運転者席 | 96 |
| 3. 座席 | 96 |
| 4. 座席ベルト | 98 |
| 5. 座席ベルト非装着時警報装置 | 99 |
| 6. 頭部後傾抑止装置 | 100 |
| 7. 年少者用補助乗車装置等 | 101 |
| 8. 通路 | 101 |
| 9. 立席 | 101 |
| 10. 乗降口 | 102 |
| 11. 非常口 | 102 |
| 12. 物品積載装置 | 103 |
| 13. 窓ガラス | 104 |
| 14. 窓ガラス貼付物等 | 104 |

5. 自動車の騒音・排ガス関係

| | |
|-----------------------|-----|
| 1. 騒音防止装置（消音器） | 106 |
| 2. 排出ガス等の発散防止装置（機能維持） | 107 |
| 3. ブローバイ・ガス還元装置 | 107 |
| 4. 燃料蒸発ガス発散防止装置 | 107 |
| 5. 排気管 | 107 |

6. 自動車の灯火関係

| | |
|------------------|-----|
| 1. 走行用前照灯 | 109 |
| 2. すれ違い用前照灯 | 109 |
| 3. 前部霧灯 | 110 |
| 4. 側方照射灯 | 111 |
| 5. 車幅灯 | 111 |
| 6. 昼間走行灯 | 112 |
| 7. 前部反射器 | 112 |
| 8. 側方灯・側方反射器 | 113 |
| 9. 番号灯 | 114 |
| 10. 尾灯 | 115 |
| 11. 後部霧灯 | 115 |
| 12. 後部反射器 | 116 |
| 13. 大型後部反射器 | 116 |
| 14. 制動灯 | 118 |
| 15. 補助制動灯 | 119 |
| 16. 後退灯 | 119 |
| 17. 方向指示器 | 120 |
| 18. 補助方向指示器 | 121 |
| 19. 非常点滅表示灯 | 121 |
| 20. その他の灯火等の制限 | 121 |
| 21. 速度表示装置の速度表示灯 | 124 |

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

| | |
|-------------------|-----|
| 1. 警音器 | 124 |
| 2. 非常信号用具 | 124 |
| 3. 後写鏡 | 125 |
| 4. 直前及び側方の視界 | 125 |
| 5. 窓ふき器等 | 127 |
| 6. 速度計等 | 127 |
| 7. 消火器 | 128 |
| 8. 運行記録計 | 128 |
| 9. 緊急自動車 | 129 |
| 10. 道路維持作業用自動車 | 129 |
| 11. 自主防犯活動用自動車 | 129 |
| 12. 旅客自動車運送事業用自動車 | 129 |
| 13. 乗車定員 | 130 |

8. テスタ等による機能維持確認

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスト） | 130 |
| 2. 窓ガラスの透過率 （可視光線透過率測定器） | 131 |
| 3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等） | 131 |
| 4. CO・HCの濃度（CO・HCテスト） | 135 |
| 5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器） | 137 |
| 6. 前照灯の明るさ及び照射方向 （前照灯試験機） | 140 |
| 7. 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器） | 143 |
| 8. 警音器の大きさ（騒音計等） | 143 |
| 9. 速度計の指度の誤差（速度計試験機） | 143 |
| 10. サイレンの音の大きさ（騒音計等） | 144 |

1. 自動車の構造関係

1 用語の定義

【過去出題例】

- ☑1. 原動機の作動中において、原動機の異常状態を表示するテルテール識別表示が継続して点灯していたが、排出ガスの測定値は基準を満足していたので、保安基準に適合とした。[R4]
- ☑2. 外観審査を開始する前に「審査時車両状態」にあるかどうかの確認を行った結果、次の図のうち原動機の表示が継続して点灯していたが、排出ガスの測定値は基準を満足していた。[R1]



- ☑3. 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。[R1]
- ☑4. 「第二種座席ベルト」とは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。[R1]
- ☑5. 空車状態とは、道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。[H30]
- ☑6. 「空車状態」とは、道路運送車両が原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。なお、スペアタイヤ、予備部品、工具その他携行品は「運行に必要な装備」に該当する。
[R5/R2改]
- ☑7. 「走行中に使用しない灯火」とは、点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーがP又はNの位置にあるときに限り点灯するものをいう。[R3]
- ☑8. 連鎖式点灯とは、一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。
- ①各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。 [R5]
 - ②全ての光源は、同時に消灯するものであること。
 - ③光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の（①）から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
 - ④各光源は、（②）に反復して変化しないものであること。
 - ⑤方向指示器（③において照明部の（①）から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺H面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は（③）以上であること。

⑧後軸の制動力の左右差

《B表》より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

・後軸の制動力の左右差⑧＝後軸右－左＝3,760N－3,540N＝220 (N)

⑨審査時車両状態における後軸重に対する制動力の左右差の割合

- ・⑨は、主制動力について後軸の制動力の左右差を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・後軸の制動力の左右差は、⑧より、220N (3,760N－3,540N) である。
- ・審査時車両状態における後軸重は、《A表》より1,890kgである。
- ・以上のことから、計算式⑬は次のとおりとなる。

$$\textcircled{13} = \frac{\text{後軸の制動力の左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{220\text{N}}{1,890\text{kg}} = \underline{0.11640\cdots\text{N/kg}}$$

- ・設問の指示により、小数点第3位を切り上げる。小数点第3位はこの場合「6」であり、これを切り上げると、⑨は「0.12 (N/kg)」となる。
- ・判定基準値は「0.78N/kg以下」であり、計算値⑨は「0.12N/kg」であることから、判定⑱は「○」となる。

⑩審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の総和の割合

- ・⑩は、主制動力について制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値である。
- ・制動力の総和は、①より、21,150N (6,050N＋7,800N＋3,760N＋3,540N) である。
- ・審査時車両状態における自動車の重量は、⑤より4,165kg (2,220kg＋55kg＋1,890) である。
- ・以上のことから、計算式⑮は次のとおりとなる。

$$\textcircled{15} = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{21,150\text{N}}{4,165\text{kg}} = \underline{5.07803\cdots\text{N/kg}}$$

- ・設問の指示により、小数点第3位を切り捨てる。小数点第3位はこの場合「8」であり、これを切り捨てる、⑩は「5.07 (N/kg)」となる。
- ・判定基準値は、ブレーキ・テストのローラが乾燥状態であるため「4.90N/kg以上」であり、計算値⑩は「5.07N/kg」であることから、判定⑳は「○」となる。

⑪審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合

- ・⑪は、手動制動力を審査時車両状態における自動車の重量で除した値である。
- ・手動制動力は、《B表》より、8,150Nである。
- ・審査時車両状態における自動車の重量は、⑤より4,165kg (2,220kg＋55kg＋1,890kg) である。
- ・以上のことから、計算式⑯は次のとおりとなる。

$$\textcircled{16} = \frac{\text{手動制動力}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{8,150\text{N}}{4,165\text{kg}} = \underline{1.95678\cdots\text{N/kg}}$$

- ・設問の指示により、小数点第3位を切り捨てる。小数点第3位はこの場合「6」であり、これを切り捨てる、⑪は「1.95 (N/kg)」となる。
- ・判定基準値は、「1.96N/kg以上」であり、計算値⑪は「1.95N/kg」であることから、判定㉑は「×」となる。

5. 令和元年度第1回 自動車検査員教習試験問題

【基礎法令・整備関係法令】

【1】 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び同法施行規則に規定されている条文について抜粋したものです。各文の【 】の中にあてはまる適切な字句を下枠の語群から選び、その記号を記入しなさい。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び【①】の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに【②】及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
3. 自動車（【③】、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。
4. 自動車の【④】は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、【④】の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
5. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の【⑤】を受けたとき、又は法第32条の規定による命令を受けたときは、この限りではない。
6. 臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該【⑥】が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行う事ができる。
7. 国土交通大臣の行なう検査の項目その他の検査の【⑦】は、新規検査その他の検査の種別ごとに国土交通省令で定める。
8. 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び【⑧】については車両番号を指定しなければならない。
9. 【⑨】の有効期間は、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間と同一とする。
10. 国土交通大臣は、自動車検査証の記載事項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して【⑩】を受けるべきことを命じなければならない。
11. 登録を受けていない第4条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう【⑪】を受けることができる。
12. 何人も、【⑫】の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物を使用してはならない。